

可児市狭あい道路整備要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、良好な市街地の形成を促進するとともに、生活環境の向上を図り、もって安全で住み良い街づくりに寄与するため、狭あい道路に係る後退用地等の確保及び整備に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされるものをいう。
- (2) 後退線 狭あい道路の境界線とみなされる線をいう。
- (3) 後退用地 狭あい道路とこれに接する土地との境界線と後退線との間にある土地をいう。
- (4) 建築行為 法第2条第1項第1号に規定する建築物、法第88条に規定する工作物又は門、塀、擁壁その他これらに類するものを新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。
- (5) 建築主等 狭あい道路に接する土地において建築行為を行う者及び当該建築行為に係る土地の所有者をいう。
- (6) すみ切り用地 狭あい道路と他の道路（法第42条第1項及び第2項に規定するものをいう。）が同一平面上で交差、接続又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）に設ける角地（後退用地を除く。）で、後退線又は道路境界線に接する辺が2メートル以上の二等辺三角形の部分をいう。
- (7) 後退支障物件 後退用地及びすみ切り用地（以下「後退用地等」という。）内に存在する門、塀、擁壁その他これらに類するもの、樹木及び生垣をいう。

(協議及び契約の締結)

第3条 建築主等は、法第6条第1項の規定による確認の申請書の提出又は法第18条第2項の規定による通知（法第88条において準用する場合を含む。）を行う前に、後退用地等の取扱い並びに後退支障物件の除去、移設、伐採及び移植（以下「除去等」という。）について、狭あい道路後退用地等協議申出書（別記様式第1号）により市長に協議を申し出るものとする。

- 2 建築主等は、前項に規定する後退用地等の取扱いについての協議の結果、後退用地等を寄附することの協議が成立したときは、後退用地等寄附申出書（別記様式第2号）を、後退用地等を無償貸借することの協議が成立したときは、土地使用貸借契約を締結するとともに後退用地等無償使用等承諾書（別記様式第3号）を市長に提出するものとする。

(協議の変更)

第4条 建築主等は、前条第1項に規定する申し出による協議が成立した後、その内容に変更が生じた場合は、狭あい道路後退用地等変更協議申出書（別記様式第4号）により

市長に協議の変更を申し出るものとする。

(誓約書の提出)

第5条 市長は、後退用地等について第3条第1項に規定する申し出による協議の結果、後退用地等の取扱いについて同条第2項に規定する協議以外の協議の結果であったときは、当該建築主等に対して、後退用地等に関する誓約書（別記様式第5号）の提出を求めることができる。

(土地所有権移転に必要な書類の提出)

第6条 建築主等は、第3条第2項の規定による後退用地等の寄附の申し出をしたときは、次に掲げる土地所有権移転登記に必要な書類を、市長に提出するものとする。

- (1) 土地所有権移転登記承諾書
- (2) 印鑑登録証明書
- (3) 法人全部事項証明書（法人の場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認めた書類

(整備)

第7条 市長は、第3条第2項の規定により土地使用貸借契約を締結した後退用地等について、簡易舗装を行うものとする。

(助成金の交付)

第8条 市長は、第3条第2項に規定する寄付又は無償貸借の協議が成立した後退用地等において建築主等が後退支障物件を除去等した場合は、当該建築主等に対して助成金を交付する。

2 前項の助成金の交付対象は、次の各号に掲げる費用とし、助成金の額は、後退用地等に係る除去費用助成金算出基準（別表第1）に基づき算出した額とする。

- (1) 門、塀、擁壁その他これらに類するものの除去に要する費用
- (2) 樹木及び生垣の伐採及び移植に要する費用
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた費用

3 助成金の交付申請その他の手続きに関する事項は、可児市補助金等交付規則（昭和60年可児市規則第24号）による。

(報償金の交付)

第9条 市長は、次の各号に掲げる者に、報償金を交付する。

- (1) 1以上の狭あい道路を含む2以上の道路（法第42条第1項及び第2項に規定するものをいう。）に接する敷地において、後退用地を寄附した者
- (2) すみ切り用地を寄附した者

2 報償金の交付対象は、寄附のあった後退用地（複数の道路について後退用地を寄附する場合は、面積を比較して最も少ない面積の後退用地とする。）及びすみ切り用地とする。

3 市長は、寄附を受けた後退用地等の土地所有権移転登記が完了したときに、報償金を支給するものとする。

4 前項に規定する報償金の額は、後退用地等に係る報償金算出基準（別表第2）に基づき算出した額とする。

(適用の除外)

第10条 次の各号のいずれかに該当するものについては、この訓令の適用を除外する。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づく開発許可を受けようとするもののうち、自己の居住の用に供する目的で開発許可を受けようとするもの以外のもの
- (2) 土地区画整理事業、都市計画道路改良事業等の実施が確定した区域
- (3) 可児市市民参画と協働のまちづくり条例（平成16年可児市条例第1号）第25条第1号の開発事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がこの訓令の規定を適用することが適当でないと認めたもの

附 則

- 1 この訓令は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の可児市狭あい道路整備要綱の規定は、施行日以後の協議の申出に対して適用し、施行日前の協議の申出については、なお従前の例による。

平成21年4月1日公表

別表第1（第8条関係）

後退用地等に係る支障物件の除去等費用助成金算出基準

（助成対象基準額）

- 1 除去等に要する費用の基準額は、中部地区用地対策連絡協議会の「損失補償算定標準書」に基づき算出した額（諸経費を含む。）に消費税相当額を加算したものとする。ただし、これにより難しい場合は、市長が定める額とすることができる。

（助成対象費用）

- 2 助成対象費用は、前項により算出した額と実際に後退支障物件を除去等するのに要した額とを比較して少ない額とする。

（助成額）

- 3 助成額は、次の表の各項目ごとに算出された額の合計とする。

項 目	助成額（100円未満切捨て）
(1) 門、塀及び擁壁その他これらに類するものの除去に要する費用	助成対象費用の1/2で、上限を80万円とする。
(2) 樹木及び生垣の伐採及び移植に要する費用	助成対象費用の1/2で、上限を20万円とする。
(3) その他市長が必要と認めた除去等に要する費用	助成対象費用の範囲内で、市長が定める額とする。

別表第2（第9条関係）

後退用地等に係る報償金算出基準

報償金の額は、固定資産税評価基準に基づき算出した額に、次の表の各項目ごとに定める係数を乗じて得た額とする。

項 目	係 数
(1) 後退用地	100分の10
(2) すみ切り用地	100分の100

別記

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

可児市長 様

住所

申出人 氏名

Ⓜ

電話（ ） -

狭あい道路後退用地等協議申出書

可児市狭あい道路整備要綱第3条第1項の規定に基づき、下記の後退用地等の取り扱いについて協議を申し出ます。

記

土地所有者	住所 氏名		電話（ ）
建築敷地等の概要	地名地番	可児市 番地	
	市道認定の有・無	<input type="checkbox"/> 有 市道 号 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他（赤道 ）	
	狭あい道路の概要	幅員 m 接する長さ約 m	
	既存の工作物の概要	<input type="checkbox"/> 有 種類（ ） <input type="checkbox"/> 無	
後退用地等	後退用地	面積	m ²
	すみ切り部分の用地	面積	m ²
所有権以外の権利の有無	<input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無		

添付書類 位置図、土地の公図の写し、土地の登記事項証明書、後退用地の写真、その他市長が必要と認める図書

以下記入不要

【協議の内容】

協議年月日	年 月 日
後退用地等の取り扱い	<input type="checkbox"/> 寄附 <input type="checkbox"/> 無償貸借 <input type="checkbox"/> 誓約書
備考	

別記

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

可児市長 様

申請者（建築主）住所
氏名 ⑩
電話（ ） —
（土地所有者）住所
氏名 ⑩
電話（ ） —

後退用地等寄附申出書

可児市狭あい道路整備要綱第3条第1項に規定する協議の申し出による協議の結果、下記の土地を道路敷地として可児市に寄附します。

なお、後退用地等寄附に係る報償金額算出等のために下記の土地の固定資産税・都市計画税課税資料の閲覧を承諾します。

記

土地の表示 可児市

大字	字	地番	地目	地積	適用
					<input type="checkbox"/> 後退用地 <input type="checkbox"/> すみ切り用地
					<input type="checkbox"/> 後退用地 <input type="checkbox"/> すみ切り用地
					<input type="checkbox"/> 後退用地 <input type="checkbox"/> すみ切り用地
					<input type="checkbox"/> 後退用地 <input type="checkbox"/> すみ切り用地

添付書類 土地所有権移転登記承諾書、印鑑登録証明書、法人全部事項証明書（法人の場合に限る。）、その他市長が必要と認めた書類

可児市長 様

申請者（建築主）住所
 氏名 ⑩
 電話（ ） ー

（土地所有者）住所
 氏名 ⑩
 電話（ ） ー

（権利者）住所
 氏名 ⑩
 電話（ ） ー

後退用地等無償使用等承諾書

可児市狭あい道路整備要綱第3条第1項に規定する協議の申し出による協議の結果、下記の土地を可児市が道路敷地として無償で使用することを承諾するとともに、舗装等の整備を行うことを承諾します。

なお、固定資産税・都市計画税非課税金額算出等のために下記の土地の固定資産税・都市計画税課税資料の閲覧を承諾します。

記

土地の表示			
地名地番	地目	地積	適用
			<input type="checkbox"/> 後退用地 <input type="checkbox"/> すみ切り用地
			<input type="checkbox"/> 後退用地 <input type="checkbox"/> すみ切り用地
			<input type="checkbox"/> 後退用地 <input type="checkbox"/> すみ切り用地
			<input type="checkbox"/> 後退用地 <input type="checkbox"/> すみ切り用地

添付書類 後退用地確定測量図

※権利者とは、所有権以外の土地に関する権利を有するものをいう。

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

可児市長 様

住所
申出人 氏名 ⑩
電話（ ） -

狭あい道路後退用地等変更協議申出書

可児市狭あい道路整備要綱第4条の規定に基づき、下記の後退用地等の取扱いについて、変更の協議を申し出ます。

記

後退用地等の所在地	可児市
変 更 内 容	
変 更 の 理 由	
※ 添付書類	狭あい道路後退用地等協議書（写し）
特記事項	

以下記入不要

【協議の内容】

協議年月日	年 月 日
後退用地等の取扱い	<input type="checkbox"/> 寄附 <input type="checkbox"/> 無償貸借 <input type="checkbox"/> 誓約書
備 考	

可児市長 様

申請者（建築主）住所
氏名 ⑩
電話（ ） —
（土地所有者）住所
氏名 ⑩
電話（ ） —

後退用地等に関する誓約書

狭あい道路に接する敷地に建築行為等をするにあたり、下記の後退用地等について、自らの責任において次の事項を遵守すること誓約します。

誓約事項

- 1 後退用地内の建築物、門、塀等を除去し、また新たに建築又は築造せず、道路としての機能を保全すること。
- 2 後退線の主要な位置に後退線杭を埋設し、後退線を明確にして、自らの責任で維持管理すること。
- 3 土地又は建築物の所有権を第三者に移転する場合には、この誓約事項を承継すること。

記

土地の表示			
地名地番	地目	地積	適用
			<input type="checkbox"/> 後退用地 <input type="checkbox"/> すみ切り用地
			<input type="checkbox"/> 後退用地 <input type="checkbox"/> すみ切り用地
			<input type="checkbox"/> 後退用地 <input type="checkbox"/> すみ切り用地
			<input type="checkbox"/> 後退用地 <input type="checkbox"/> すみ切り用地

添付書類 後退用地確定測量図